

経済産業省

20190228産第3号
平成31年3月11日

計量行政審議会

会長 内山田 竹志 殿

経済産業大臣 世耕 弘成

計量行政審議会に対する諮問について

貴審議会に対し、計量法第157条第2号及び第3号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

- ・同法第134条第1項の規定による指定及び同法第135条第1項の規定による特定標準器による校正等の実施について、別紙のとおりとすることいかん。
- ・同法第134条第3項の規定による指定の取消し及び同法第135条第1項の規定による特定標準器による校正等の取りやめについて、別紙のとおりとすることいかん。

諮問の内容

1. 質量

特定標準器等の指定及び指定の取消し並びに当該特定標準器等による校正等の実施及び取りやめ

2. 分光応答度

特定標準器による校正等の実施

1. 質量

(1) 特定標準器としての指定

特定標準器（法第134条第1項）
標準分銅群であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの

(2) (1) の特定標準器による校正等の実施

特定標準器による校正等の実施（法第135条第1項）	
特定標準器による校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
経済産業大臣 （ただし、法第168条の2の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所）	標準分銅であって、特定標準器による校正等が行われる範囲が1 mg以上20 kg以下のもの

(3) 特定標準器等の指定の取消し

特定標準器（法第134条第3項）	特定副標準器（法第134条第3項）
キログラム原器であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	標準分銅であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの

(4) (3) の特定標準器等による校正等の取りやめ

特定標準器等による校正等の取りやめ（法第135条第1項）	
特定標準器による校正等を行う者	特定標準器等による校正等を行う計量器
経済産業大臣 （ただし、法第168条の2の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所）	標準分銅であって、特定標準器による校正等が行われる範囲が1 mg以上20 kg以下のもの

2. 分光応答度

国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管する特定標準器である自己校正測定装置、比較受光器及び単色平行光発生装置による校正等の実施

特定標準器による校正等の実施（法第135条第1項）	
特定標準器による校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
経済産業大臣 （ただし、法第168条の2の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所）	分光応答度校正用のシリコンフォトダイオードであって、校正範囲が波長において200 nm以上250 nm未満のもの及び分光応答度校正用のインジウムガリウムヒ素フォトダイオードであって、校正範囲が波長において800 nm以上1650 nm以下のもの